

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成27年8月28日（平成27年（行情）諮問第515号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第201号）

事件名：特定法人が支払った特許情報データに係る特定の費用に関する文書の  
不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成10年頃、特許庁による特許情報の提供がいわゆるマージナルコストによる有償譲渡により行われるようになったが、これに伴い、特定財団法人に無償貸与していた過去の特許情報データを遡及して有償譲渡にした結果、特定財団法人が特許庁に支払った過去の無償貸与されていた特許情報データのマージナルコスト費用及び各暦年における特定財団法人が特許庁に支払った特許情報データ購入に係るマージナルコスト費用に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年10月17日付け20140818特許42により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

処分庁の主張は真実に反し、不当である。平成13年に特許庁において、特許庁職員2名と特定財団法人の一部民営化に関し意見交換した時、「特許庁は、データ提供の際にマージナルコストを求めて、特定財団法人が特許庁にマージナルコスト費用を遡及して支払った」旨発言があり、この発言内容と矛盾するものである。

また、公文書である行政文書不開示決定通知書に、真実に反し「特許庁は、データ提供の際にマージナルコストを求めておらず、特定財団法人が特許庁にマージナルコスト費用を支払った事実はない」旨記載することは虚偽公文書作成罪の構成要件に該当し、不当である。

なお、平成26年度（行情）答申第177号の内容は、真実を反映し

ておらず、不当であるので参考となるものではない。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

## (2) 意見書

諮問庁は、理由説明書において、「異議申立人の主張する面談について当該職員の一人に確認したが、平成13年春に特許庁で意見交換したこと、もう一人の職員の氏名及びその職員が『特許庁はデータ提供の際にマージナルコストを求めて、特定財団法人が特許庁にマージナルコスト費用を遡及して支払った』旨発言したことについて、いずれも記憶にないとのことであった」と記載しているが、常識的に考えておかしい。当時の具体的な事情はおおむね次のとおりである。

ア 特定年月日、異議申立人は特定財団法人とパトリス利用に関する契約を締結した。特定財団法人は、特許情報の一元的提供を目的として、昭和60年8月1日に設立された団体である。パトリスとは日本の特許、実用新案、意匠、商標及び世界各国の特許情報を包含する総合的なオンラインシステムであり、公衆回線網を介して日本国内ばかりでなく、世界中のどこからでも利用可能なものである。

その後、パトリス利用に関する契約に基づいて、特定財団法人は、異議申立人の求めに応じてパトリスによる特許情報サービスの提供を続けた。

イ 平成12年11月30日に、特定財団法人臨時理事会で、一部事業の民営化、すなわち、主要事業であるパトリスによる事業の一民間企業である特定会社への譲渡が決議され、同年12月1日及び8日に、新聞発表がなされた。特定会社は、パトリスによる事業を譲り受けるとともに、社名が変更された。この結果、平成13年4月以降平成26年初頭まで、特定会社がパトリスによるサービスを提供していた。

なお、特定会社の取締役社長は、上記理事会の決議時における特定財団法人の理事長である。

ウ 異議申立人は、新聞発表により上記事実を知り、これまでの実務体験から、この一部民営化は大きく誤っており、将来的に一般国民に不測の損害を与える可能性があるため中止・撤回すべきであると考え、一部民営化の中止・撤回を求める論文を直ちに書上げ、特定雑誌に投稿し、掲載された。

エ しかし、一部民営化の動きは止まりそうになかったため、特定年月日、異議申立人は、特定財団理事長（後の特定会社社長）に対し、「特定雑誌に、特定財団法人の一部民営化に反対する論文が掲載された。もし予定通り実施するならば、この論文に対して明確な反論をしてくださるようお願いする。すなわち、我が国産業界のインフラを民営化してもいいのかという問いに対して、明確にお答えの上、説明責任

を果たしてくださるようお願いする」旨Eメールで送信した。

しかし、このEメールに対しては、現在に至るまで一切、返信又は回答がなされていない。

オ さらに、異議申立人は、特定年月日、特定財団法人の監督官庁である特許庁特定課長宛てに「特定財団法人の一部民営化を予定どおり実施するつもりなら、特定雑誌に掲載された異議申立人の論文に反論し、行政としての説明責任を果たしていただきたい」旨Eメールで送信した。

カ 平成13年4月1日、特定財団法人の一部民営化が実施され、以降特定会社がパトリスによるサービスを提供している。

なお、平成26年初頭に突然、特定会社のパトリスによるサービス提供が停止され、パトリスによる事業が他社に譲渡され、現在に至っている。

キ その後、特許庁は、異議申立人に何ら返信をせぬまま、平成13年4月、特定会議において、上記オのEメールの存在及び内容を告知し、「弁理士が、一個人としてこのようなメールを送信したこと及び特定財団法人の一部民営化の中止・撤回を求めるような論文を特定雑誌に発表したことについては困る」旨の非難めいた発言をした。これに対し、日本弁理士会は、「特定雑誌は会誌委員会において適切な査読がなされており、論文の発表自体は問題ない」旨反論した。

しかし、これに伴い異議申立人は、特定弁理士から、同年度1年間だけ日本弁理士会の委員会活動を自粛するよう要請され、これを了承したため、委員会活動は1年間全くできなかった。当時、異議申立人は弁理士をしていたが、現在は弁理士ではない。

ク 平成13年5月、特許庁職員から異議申立人に、上記オのメールに対し、「民営化は政府の『民間でやることは民間でやる』旨の行政改革に沿ったものである」との返信がなされたが、2日後に異議申立人は、「上記返信では抽象的すぎて説得力が無い」旨再返信した。

ケ その後、当該職員から異議申立人に対し、「一度、直接お話を伺いしたい」旨の電話連絡があり、特許庁内にて、同庁職員2名と、特定財団法人の一部民営化に関し意見交換した。職員は「貴殿の特定雑誌の論文は読ませていただいたが、この中の『今回の一部民営化は特許庁の行政指導による』とはひどい。今回の一部民営化は特定財団法人の自主的な決定によるもので、特許庁は一切関与していない」旨発言した。

別の職員は「A団体も、特定社団法人も、今回の一部民営化には反対していない。反対しているのはB団体だけだ」旨発言し、更に、「今回の一部民営化に伴い、今まで特許庁から特定法人に無償貸与

していたパトリスデータは全て遡及して有償譲渡に変更し、特定財団法人は、特許庁に遡及して今までのパトリスデータ譲渡金額を支払った」旨発言した。この発言の具体的内容が、上記イの臨時理事会議事録に記載された「これらを受けて、特許庁の指導の下、当財団では、利用データを、これまでの特許庁から貸与を受けたデータから、順次、民間特許情報サービス業者と同じように、特許庁の販売する整理標準化データ等のマージナルコスト・データを購入するように切り替えてきた」であるといえる。

以上が、当時の事情である。したがって、理由説明書の記載は、客観的眞実に反するもので、不当なのである。

さらに、諮問庁は「特許庁保有のデータ提供については、平成9年度以前は著作権を徴収して特許庁データベースの使用を許可していたが、同10年度からは、『特許庁データ販売事業の許可要領（平成10年3月26日付け10特総318号）』（以下「データ販売事業許可要領」という。）に基づき、データの複製や送付に対する費用等のマージナルコストしか徴収しないことを条件に、特許庁保有データを無償で提供している」旨記載しているが、これは明らかに客観的事実に反するものである。

平成26年諮問第352号の理由説明書において、諮問庁は、「特許庁が保有するデータベースに係る著作権の管理に関する内部規程は、『特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可要領（昭和62年3月20日付け62特総第318号）』（以下「著作権使用許可要領」という。）である。これは、データ販売事業許可要領の制定により廃止されている」旨記載している。このように、著作権使用許可要領が存在するにもかかわらず、「昭和58年から昭和63年文書管理の運用は『特許庁文書取扱規程（昭和28年10月1日付け29特総第528号）』によって行われていた」旨の主張は、著作権使用許可要領の存在を無視しており、客観的事実に反する。すなわち、特許庁における昭和58年から昭和63年文書管理の運用は著作権使用許可要領により行われていたというのが客観的事実であり、上記記載は明らかに客観的事実に反する。諮問庁においては今一度、著作権使用許可要領を調査の上明確にしていいただきたい。

また、平成10年度からはデータ販売事業許可要領に基づき、特許庁保有データの販売許可を受けた者は、利用者からはマージナルコストしか徴収しないことを条件に、特許庁保有データを販売するための複写を無償で許可されているが、平成12年4月5日付け特総第804号文書に「ユーザーが当該データベースを利用するためには、実質的にパトリス以外の代替手段が存在しないこと」と記載されていることから、平

成10年度からのデータ販売事業許可要領によるデータベースの取り扱いは一切考慮に入れていないと判断される。また、記載されている「これまでユーザーに対して公平に特許情報を提供すること条件に貴財団に対して特許庁保有データベースを交付しており」における「交付」は、無償貸与を指すと考えるのが、常識的である。このように、特許庁は、一貫して特定財団法人に対し、特許庁保有データ：パトリスを無償貸与してきたのであり、この無償貸与を前提に、特許庁職員が発言したことは、間違いないのである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、該当する行政文書を保有していないため、平成26年10月17日付けで不開示とする原処分を行った。

#### 2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人の主張する面談について当該職員の一人に確認したが、平成13年春に特許庁面接室で意見交換をしたこと、もう一人の職員の氏名及びその職員が「特許庁はデータ提供の際にマージナルコストを求めて、特定財団法人が特許庁にマージナルコスト費用を遡及して支払った」旨発言したことについて、いずれも記憶にないとのことであった。

また、特許庁保有のデータ提供については、平成9年以前は著作権使用料を徴収して特許庁データベースの使用を許可していたが、平成10年度からはデータ販売事業許可要領に基づき、データの複製や送付に対する費用等のマージナルコストしか徴収しないことを条件に、特許庁保有データを無償で提供している。

#### 3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。したがって、棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年8月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月18日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 平成28年6月27日 審議
- ⑤ 同年7月15日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定財団法人が特許庁に支払った特許情報データのマ

ージナルコスト費用に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許庁は、平成9年度までは、著作権使用許可要領に基づき、特許庁保有のデータベース等に係る著作権の使用許可を受けた者に、著作権使用料を納入させて、当該データベースを使用させており、特定財団法人もその中に含まれていた。

イ 平成10年4月1日からは、特許庁が特許庁保有のデータベースから抽出したデータを、データ販売事業許可要領に基づき許可を受けた事業者（以下「データ販売事業者」という。）に無償で提供しており、特定財団法人はデータ販売事業者であった。

特許庁は、データ販売事業者が、データ販売事業許可要領4条3項に基づき、データ購入者から、当該データの複製費、当該データを格納する空の媒体費及び送付費等の複製のための追加的経費しか徴収しないことを条件に特許庁保有データを無償で提供していた。

データ販売事業者が、データ購入者から徴収できる上記追加的経費がマージナルコストであり、特許庁が受領するものではない。

したがって、特定財団法人が特許庁にマージナルコストを支払った事実はなく、特許庁において本件対象文書を作成も取得もしていない。

ウ なお、平成13年に異議申立人と意見交換を行った特許庁職員に改めて確認したところ、「特許庁は、データ提供の際にマージナルコストを求めて、特定財団法人が特許庁にマージナルコスト費用を遡及して支払った」旨の発言内容については、記憶にないとのことであった。

(2) 諮問庁よりデータ販売事業許可要領の提示を受けて確認したところ、平成10年4月1日以降の、特許庁データの提供については、諮問庁の上記(1)イの説明のとおりと認められ、本件対象文書を作成も保有もしていない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、特許庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久